

令和 6年 9月20日

第4・5学年生，専攻科生 各位

学生主事

令和6年度高等教育の修学支援新制度（二次採用）の申請について

このことについて，下記のとおりお知らせしますので，申請を希望する場合は，期限までに申請書類を受領し，手続きを行ってください。

記

【制度の概要】

学習意欲のある学生が，経済的な理由で修学をあきらめないよう支援する制度です。

認定された学生は，「国が実施する授業料及び入学料の減免」と「日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の支給」を併せて受けることができます。

制度の詳細は，文部科学省「高等教育の修学支援新制度」のサイトで確認してください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



【対象者】

第4・5学年生，専攻科生

※今回採用された場合は，入学料減免の対象とはなりません。

また前期に遡っての適用とはなりません。

【認定要件】

家計基準：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

※この他，学業成績に関する基準等，複数の基準があります。

【申請方法】

学生係窓口で下記期限までに申請書類を受け取り，手続きを行ってください。

【申請書類配布期限】

令和6年9月30日（月）

※書類の提出期限は，申請書類に記載しています。

【その他】

高等教育の修学支援新制度を申請した学生は，判定結果が出るまで後期分の授業料納入が猶予され，引き落としはかかりません。

担当：学生課学生係